

令和6年度 太陽光発電設備等補助金の手引き

再生可能エネルギーの利用促進を図り、温室効果ガスの排出削減を図るため、太陽光発電設備等の設置費用を一部補助します。

御嵩町には2種類の補助制度があります
11頁も必ずご確認ください

【目次】

1. 補助金額について	1頁
2. 補助対象設備の要件	1頁
3. 補助対象者の要件	4頁
4. 交付申請書の取得、提出先、募集期間	4頁
5. 交付申請から補助金交付までの流れ	5頁
6. 交付申請書の作成について	6頁
7. 実績報告書の作成について	7頁
8. 申請内容の変更・事業終了後の財産処分	8頁
9. よくあるお問い合わせと回答	9頁
10. 再生可能エネルギー活用補助金について	11頁
11. 記載例（交付申請書・実績報告書）	14頁



1. 補助金額

※予算の残件数については、お問合せください。

■太陽光発電設備：最大出力値1kWあたり7万円（上限：5kW・35万円）

*太陽光発電設備の最大出力値は、「太陽電池モジュールの最大出力の合計値」又は「パワーコンディショナーの定格出力の合計値」のいずれか低い値で、kW表示の小数点以下を切り捨て。補助金額は千円未満を切り捨て。

■蓄電池：蓄電池の価格の1/3の額（上限：5kWh相当・25.8万円）

*蓄電池の価格は、設置工事費込み・消費税抜きの価格。補助金額は千円未満を切り捨て。
*5kWh以上の設備を設置した場合の補助金は、5kWhに相当する額までが補助対象。

蓄電池の補助額の計算例

- (1) 72.5万円(5kWh)の蓄電池 $72.5 \text{万円} \times 1/3 = 24.16 \dots \Rightarrow 24.1 \text{万円}$
- (2) 100万円(7kWh)の蓄電池 $100 \text{万円} \times 1/3 \times 5\text{kWh}/7\text{kWh} = 23.80 \dots \Rightarrow 23.8 \text{万円}$

2. 補助対象設備の要件

次に記載する設備について、契約を締結する前に補助金交付申請手続きを行い、町の補助金交付決定日以降に契約を締結して事業に着手したものが補助対象です。

■太陽光発電設備

- ・発電した電力について、**固定価格買取制度等（FIT・FIP）による売電を行わないこと。**
- ・発電した電力の30%以上を住宅の敷地内で自家消費する計画であること。
- ・発電した電力を電力会社の送電網を利用して別の場所に送るなど、自己託送を行わないものであること。
- ・太陽光発電設備等の設置に係る法令やガイドラインを遵守すること。

■蓄電池

- ・新設する太陽光発電設備と同時に設置するもの。※蓄電池の設置のみは補助対象外。
- ・**蓄電容量1kWhあたりの蓄電池の価格※が、15万5千円以下であること。**
※蓄電池の価格とは、設置工事費込み・消費税抜きの価格
- ・平常時において充放電を繰り返すことを前提としており、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- ・別に定める蓄電池の仕様を満たすものであること。（2～3頁の蓄電池の仕様を参照）

■全ての設備に共通する要件

- ・エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に効果がある設備であること。
- ・商用化され導入実績がある定置用の設備であること。
- ・中古設備・リース設備でないこと。

蓄電池の仕様

(1) 蓄電池パッケージ

ア 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※ 初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

(2) 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。 所定の表示は次のものをいう。

ア 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)

イ 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

ウ 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

エ 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

オ 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

カ アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

キ 蓄電池部安全基準

① リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。

※ 平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

② リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。

(3) 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

ア 蓄電システム部が「JIS C4412」に準拠したものであること。

※ 「JIS C4412」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第九」に準拠すること。

※ 平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

(4) 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

ア 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

(5) 保証期間

ア メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※ 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※ 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※ JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

3. 補助対象者の要件

次の要件を全て満たす方が補助対象者となります。

- ・町内で自ら居住する住宅の敷地内に補助対象設備を設置する者または補助対象設備付き住宅を購入する者であって、実績報告書提出の際に町内に住所を有している者。
- ・町税等（町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、放課後児童クラブ利用料、町営住宅家賃、水道料金、給食費、下水道使用料又は下水道事業受益者負担金）を滞納していないこと。
- ・補助対象設備について、国や県から別の補助金・交付金等を受領しないこと。
- ・補助対象設備の設置によって得られる環境価値のうち、売電した電力量に紐づく環境価値を売電先のものとして帰属させるものであること。
- ・法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと。
- ・交付申請書に添付する誓約書（参照 6 頁）の内容について、申請者、施工業者それぞれが誓約をいただけること。（誓約書の内容の詳細は町ホームページからご確認ください。）
- ・過去にこの補助制度に基づく補助金の交付を受けたことが無い方。
※この補助金の交付は1世帯あたり1回限り。
- ・今年度の**2月10日**までに、補助対象設備の設置及び代金の支払を終え、必要書類を揃えたうえで実績報告書の提出ができる方。

4. 交付申請書等の取得、提出先、募集期間

■ 申請書等様式配布場所

- ・町ホームページからダウンロード
- ・御嵩町役場 企画課環境政策係窓口で配布

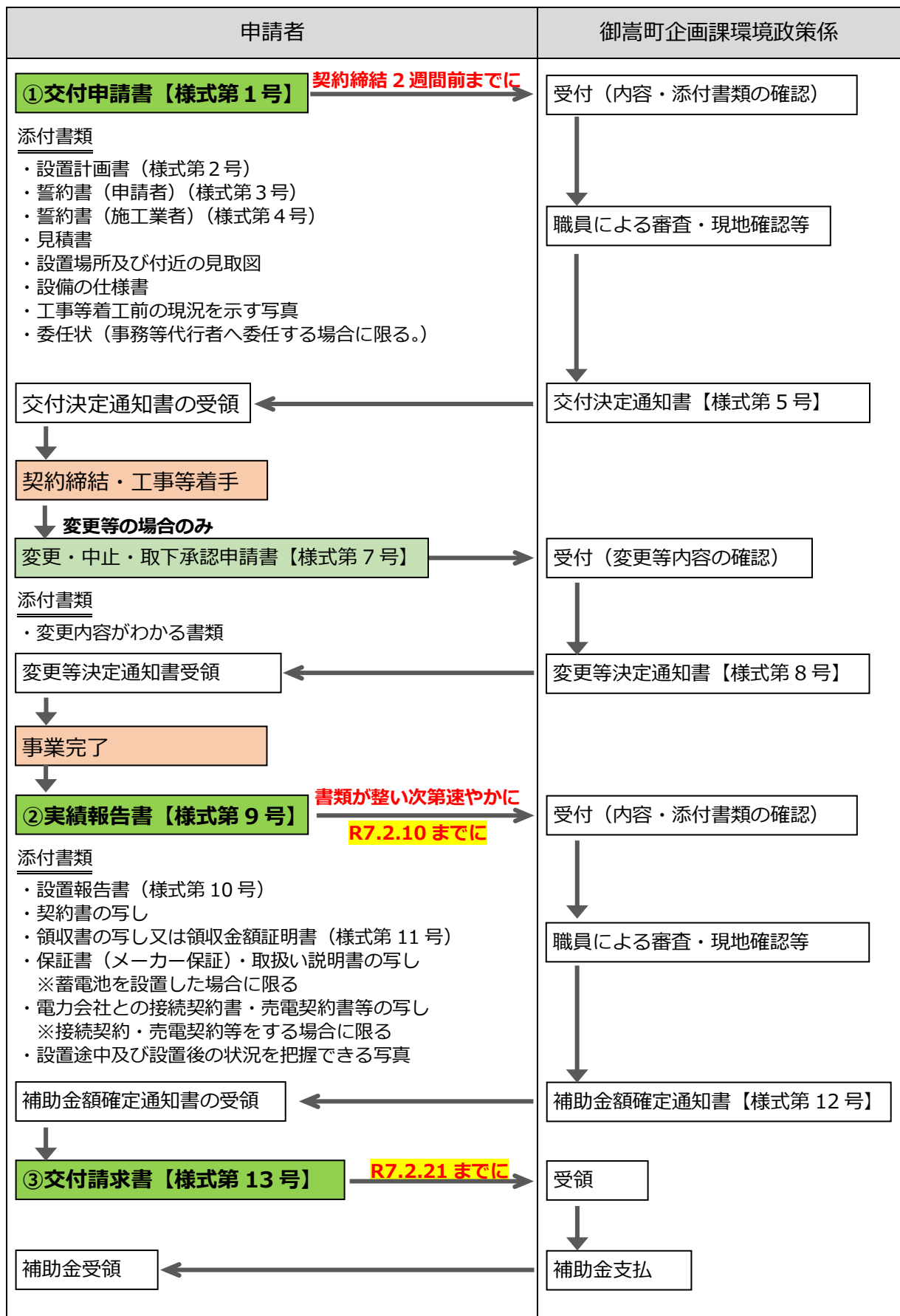
■ 提出先

- ・御嵩町役場 企画課環境政策係 〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1
郵送又は持参（持参の場合は平日の午前9時から午後5時まで）

■ 募集期間

- ・令和6年4月1日 ～ 令和7年2月10日までに実績報告書を提出
※予算の上限に達した場合は、期間内であっても受付を終了します。

5. 交付申請から補助金交付までの流れ



6. 交付申請書の作成について

補助金の交付申請は、次の書類を全て揃え、設置業者との正式な契約を締結するおおむね2週間前までにご提出ください。

下線の様式は、町ホームページからダウンロード可。その他の書類は、任意の様式で可。

補助金交付申請書（様式第1号）（記載例 14 頁）

- ・ HP からダウンロードした様式は、様式第 2 号を先に作成すると数字が転記されます。転記された内容をよくご確認の上、必要に応じて修正のうえ作成してください。

設置計画書（様式第2号）（記載例 15 頁）

- ・ 太陽光発電設備の最大出力値を確認するとともに、発電電力の自家消費比率、蓄電池の 1kWh あたりの価格など、補助要件に該当するかどうかをよくご確認ください。

誓約書（申請者）（様式第3号）

- ・ 誓約書の内容を確認のうえ提出してください。
※ガイドラインを遵守して設置された設備であることが補助の条件となっています。

誓約書（施工業者）（様式第4号）

- ・ 施工業者の方にも誓約書の作成を依頼してください。
※ガイドラインを遵守して設置された設備であることが補助の条件となっています。

工事見積書

- ・ 「見積書の作成について」（参照 12 頁）を参考に見積書を取得して下さい。

補助対象設備の設置場所及び付近の見取り図

- ・ 敷地の図面に設備を設置する場所を明示し、住宅地図等に住宅の位置を示してください。

補助対象設備の仕様書

- ・ 製品カタログ（コピー可）等、設備の仕様が分かる資料。

工事等着工前の現況を示す写真

- ・ 設備の設置予定箇所の写真を添付し、設備がないことがわかる写真。

委任状

- ・ 行政書士等へ事務を委任する場合は委任関係が分かる書類を提出してください。

その他町長が必要と認めた書類

- ・ 個々のケースによって上記以外に追加で書類の提出を求めることがあります。

実績報告に必要な添付書類が、実績報告の提出期限までに全て揃うかどうかを予めご確認下さい。特に「保証書」等の取得に時間を要することがあるのでご注意ください。
期限までに提出できない場合は、補助金の交付が受けられません。

7. 実績報告書の作成について

事業完了後、次の書類が整い次第速やかに、又は令和7年2月10日(月)のいずれか早い日までに、ご提出ください。

下線の様式は、町ホームページからダウンロード可。その他の書類は、任意の様式で可。

補助金実績報告書(様式第9号)(記載例16頁)

- ・HPからダウンロードした様式は、様式10号を先に作成すると数字が転記されます。転記された内容をよくご確認の上、必要に応じて修正のうえ作成してください。

設置報告書(様式第10号)(記載例17頁)

- ・設置した設備についてご記入ください。

契約書の写し

- ・補助金交付申請時に提出した見積書と金額が異なる場合は「見積書の作成について」(参照12頁)を参考に、契約金額の内訳書を取得して添付してください。
- ・契約日が、補助金交付決定通知日より前の日付の場合、補助金の交付が受けられません。

領収書の写し又は領収金額証明書(様式第11号)

- ・銀行振込の場合は、請求書(振込口座の記載のあるもの)及び振込書の写しでも可。
- ・業者が作成した領収金額証明書でも可。
- ・対象設備以外の代金と同時に支払いをする場合は、支払額の内訳が分かる資料を提出してください。

補助対象設備の「保証書(メーカー保証)」及び「取扱い説明書」の写し(蓄電池を設置した場合に限る)

- ・補助金交付申請時に提出した「カタログ」と実績報告時に提出する「保証書」「取扱い説明書」により、蓄電池の仕様を満たしていることを確認します。
- ・確認に必要なページのみ提出していただいても構いません。
※表紙、裏表紙等は省かないでください
- ・蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト(参照13頁)で必要な取扱い説明書等の写しの有無を確認してください。

電力会社との接続契約書・売電契約書(特定契約書)等の写し

- ・売電に関する契約書を提出してください。
※売電しない方は提出不要。ただし、様式第10号の最下段に署名してください。

設備を設置したことが分かる写真(施工中、施工後)

申請時に添付した資料に変更が生じている場合は変更後の書類を添付してください。

8. 申請内容の変更・事業終了後の財産処分

交付申請後の変更、中止、取下げ等について

交付申請書提出後に、設置する設備を変更することとなった場合や事業費が増額となる場合、取下げする場合などは必ず次の書類をご提出ください。

ただし、補助金の増額を伴う変更の場合、その時点での申請状況及び予算の状況によっては、増額の承認ができない場合があります。

変更・中止・取下承認申請書（様式第7号）

- ・交付申請書を提出した後に変更となる場合は、町にご相談の上、書類をご提出ください。変更の内容がわかる根拠書類も合わせてご提出ください。

次の場合は、変更等承認申請書を提出する必要はありません。

- ・工事着工予定日が変更となる場合。
- ・工事完了予定日が今年度の2月10日を超えない範囲で変更となる場合。
- ・設置する設備の変更がなく、総事業費や補助対象経費が減額となる場合。

補助金の交付を受けた後の財産処分について

法定耐用年数が経過するまでの間は、補助の目的に沿って設備を使用できるように管理してください。法定耐用年数経過前にやむを得ず設備の処分等を行う場合は、事前に町へご相談のうえ、次の書類をご提出ください。場合によっては、補助金の返還をしていただくことがあります。

※一般的な太陽光発電設備の耐用年数は17年、蓄電池は6年です。

財産処分等承認申請書（様式第14号）

9. よくあるお問い合わせと回答

Q1 今年度の**予算は何件分**が確保されていますか？

A 太陽光発電設備 11 件分、蓄電池 6 件分程度の予算を確保しています。

Q2 **固定価格買取制度（FIT）を利用せずに売電できる業者**はどこですか？

A R6.3.26 現在で岐阜県が把握している業者で、御嵩町が対象区域に入っている業者は次のとおりです。他の業者をご存じであれば情報提供いただければ幸いです。

中部電力ミライズ

<https://miraiz.chuden.co.jp/relevant/electric-shop/contractor/reports/index.html>

※ページの下部に固定価格以外での電力販売申込の案内があります。

Q3 **既設住宅への設置**は対象となりますか？

A 対象となります。

Q4 **別荘への設置**は対象となりますか？

A 対象となりません。

Q5 **カーポートへの設置**は対象となりますか？

A 「自ら居住する住宅の敷地内」に設置するものであれば対象となります。

Q6 太陽光発電設備付きの**建売住宅の購入**は対象となりますか？

A 対象となりますが、交付決定後の契約締結が必要なことや、設備の経費が明確にわかる資料が必要となるなど、補助金の交付手続き上の要件をよくご確認ください。

Q7 既に住宅に太陽光発電設備があり、**蓄電池の設置のみ**ですが補助対象になりますか？

A 蓄電池の設置のみの場合は、この補助金の対象になりません。町の「再生可能エネルギー活用推進補助金」（参照 11 頁）は、条件を満たせば対象となることがありますのでご確認ください。

Q8 **買替の場合**は補助対象となりますか？

A 買替の場合は、買替前と比較して CO2 削減効果があることが必要です。

Q9 **国の他の補助金等と併用**することは認められますか？

A 同一の設備に対して補助を併用することはできません。

<参考：他の補助金等の対象設備と、本補助金の対象設備を同時導入する場合>

・次の（１）、（２）を共に満たす場合は、対象となります。

（１）本補助金の対象設備が国の他補助金等の対象設備等となっていないこと

（２）本補助金の対象設備の経費と、国の他補助金等の対象設備の経費が明確に区分されていること

【例】

○「住宅本体」の新築に合わせて「太陽光発電設備」を設置し、「住宅本体」が補助対象となっている国の補助金等を受けた。また、「住宅本体工事」と「太陽光発電設備設置工事」を合わせて一つの契約としたが、内訳書等により「住宅本体工事」と「太陽光発電設備設置工事」の経費の区分が明らかになっている。

⇒太陽光発電設備を、本補助金の対象とすることができる。

Q10 **ハイブリッド蓄電池**の価格は、全てを蓄電池価格とすべきか。

A ハイブリッド蓄電池とは、太陽光発電設備のパワコンと蓄電池が一体となったものですが、蓄電池として販売されているため、全てを蓄電池価格とみなします。※ただし、蓄電容量 1 kWh あたりの蓄電池の価格が、15 万 5 千円を上回ると補助対象になりません。トライブリッド蓄電池（蓄電システム）付帯のパワコンも同様の扱いとします。

Q11 **5 kW を超える太陽光発電設備**を設置する場合に必要な自家消費量の計算方法は。

A 補助金の交付を受けて発電する発電量の 30%以上を自家消費する必要があります。

（例） 10kW の太陽光発電設備を設置する場合

発電量×5kW／10kW の 30%以上の電力を自家消費する必要があります。

Q12 **蓄電池が国の別の補助金を受ける場合**、太陽光発電設備を補助対象とできるか。

A 蓄電池が国等から別の補助金を受ける場合であっても、太陽光発電設備に国等の補助金が入っていない場合は、太陽光発電設備のみをこの補助金の補助対象とすることはできます。なお、町の「再生可能エネルギー活用推進補助金」（参照 11 頁）は、蓄電池が国等から別の補助金を受けていても、補助の要件を満たす場合は補助金の交付を受けることができます。

Q13 蓄電池の容量は、**定格容量と実効容量のどちら**を使うのか。

A 補助金算定の際は、原則としてカタログ記載の定格容量を用いてください。

ただし、定格容量がカタログ等に記載されておらず不明な場合は、「蓄電容量（単電池の定格容量、単電池の公称電圧および使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値）（小数点第 2 位以下切捨）」を用いることも可とします。

・メーカー等に問い合わせる等して得た定格容量の数値がある場合は、その値を使っただけで構いません。

- ・メーカーへの問い合わせは必須ではありません（カタログやホームページに定格容量の記載が見当たらない場合は、蓄電容量を用いて構いません）。

〔参考 1〕

定格容量：蓄電池に蓄えることができる電気の量

実効容量：蓄電池に蓄えた電気のうち、実際に使用できる量

〔参考 2〕

蓄電容量（小数点第 2 位以下切捨）：SII 登録製品は、ホームページで検索可能です。

<https://sii.or.jp/zeh/battery/search/device>

Q14 リチウムイオン蓄電池の「JIS 規格」の確認書類の提出が困難な場合は。

- A 「蓄電池の仕様」（参照 2～3 頁）に定める（2）キ①及び（3）アの JIS 規格の要件について、確認書類の提出が困難な場合は、Sii（一般社団法人環境共創イニシアチブ）の補助制度において認証を受けた蓄電池であれば、いずれの JIS 規格の要件も満たすものとします。Sii の認証を確認の上、実績報告書提出の際に、その旨をお申し出ください。

Q15 太陽光発電設備を増設した場合の自家消費の考え方は。

- A 既存設備と同一系統に接続した場合、「既存設備での発電量 + 増設設備での発電量」の 30%以上を自家消費してください。※既存設備も非 FIT（卒 FIT 等）であることが前提。様式第 2 号・第 10 号で、一部例外的な計算が必要です。事前に町までご相談下さい。

既存設備と別系統に接続した場合は、「増設設備での発電量」の 30%以上を自家消費してください。

Q16 太陽光パネルのみ、またはパワーコンディショナーのみ設置する場合は。

- A 過積載を目的としてパネルのみ増設する場合や故障による場合など、太陽光パネル又はパワーコンディショナーのどちらか一方のみ買替する場合は、補助の対象となりません。

10. 再生可能エネルギー活用推進補助金について

この冊子に記載した「太陽光発電設備等補助金」と別に、御嵩町では「再生可能エネルギー活用推進補助金」の制度を用意しています。

設置する設備が、この補助金の補助要件のほかに、「再生可能エネルギー活用推進補助金」の補助要件も満たす場合、「太陽光発電設備等補助金」と「再生可能エネルギー活用推進補助金」の2つの補助金の交付を受けることができます。

.....再生可能エネルギー活用推進補助金の概要.....

■太陽光発電システム : 1 kWあたり2万円（上限10万円）

- a) 建物の屋根等への設置に適した、太陽電池モジュールの最大出力の合計値が10キロワット未満の太陽光発電システムであること。
- b) 電力会社と系統連系し、余剰電力を売電又は発電した電力を全量自家消費するものであること。
- c) 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証を受けた太陽電池モジュールを使用したシステム又はこれと同等と町長が認めるシステムであること。
※JETのホームページを参照 → <https://www.jet.or.jp/products/solar/index.html>
- d) 停電時に使用することが可能な自立運転機能が構成されていること。

■蓄電池システム : 1 kWhあたり2万円（上限10万円）

- a) 前頁の要件を満たす太陽光発電システムを既に所有又は同時に設置し、常時太陽光発電システムと接続するものであること。
- b) リチウムの酸化及び還元的作用により電気を供給する蓄電池に加え、インバーター等の電力変換装置を備えた定置型のシステムであること。
- c) 一般社団法人環境共創イニシアチブ（Sii）が実施する「戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業」の補助対象となる機器又はこれと同等と町長が認めるシステムであること。
※Siiのホームページを参照 → <https://sii.or.jp/zeh/battery/search>

■燃料電池システム : 10万円（一律）

- a) 燃料電池ユニットと貯湯ユニットから構成される、電気及び熱の供給を主目的としたシステムであること。
- b) 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が実施する「家庭用燃料電池システム導入支援事業」の補助対象となる機器又はこれと同等と町長が認めるシステムであること。
※FCAのホームページを参照 → <http://fca-enefarm.org/subsidy02/outline/page03.html>

■全てのシステムに共通する要件

- a) 未使用品であること。
- b) リース品でないこと。
- c) 住宅展示場等に、展示を目的として設置するものでないこと。

.....

★補助要件の詳細は、町ホームページをご覧ください。

見積書の作成について

●見積書には、この表を参考に、太陽光発電設備、蓄電池、それぞれの内訳を明記してください。

●消費税の額が分かるように明示してください。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。 ※「太陽光発電設備」「蓄電池」そのものの額を含むものとしますが、備考欄等に「太陽光発電設備本体の額〇〇円(うち消費税●●円)」という形で額が分かるよう表示してください。工事費と別の区分で計上していただいても構いません。 例：太陽光設備■■■円 工事費◆◆円
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用をいう。 ※必要最小限度の範囲とすること
機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。	
測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。	

※太陽光発電設備、蓄電池の共通経費につきましては、任意の合理的な方法でそれぞれの内訳に配分していただきますようお願いいたします。

※細分ごとの額が記載されていることが望ましいですが、困難な場合は複数の項目を合算しても構いません(但し、内訳について聞き取り調査等を行うことがあります)。

蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト

- ・以下の内容が記載されている取扱い説明書等の該当ページのコピーを提出してください。
- ・冊子の場合は該当ページ以外に、表紙や裏表紙のコピーも提出してください。

1 蓄電池パッケージ

- システム全体を統合して管理するための番号

2 性能表示基準

- 初期実効容量

- 定格出力

- 出力可能時間の例示

- 保有期間

※ 補助金の申請者が法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことが記載されている書類

- 廃棄方法

※ 使用済み蓄電池の廃棄・回収方法が記載された書類

- アフターサービス

※ 国内のアフターサービス窓口の連絡先が記載された書類

- 蓄電池部安全基準

リチウムイオン蓄電池部

…JIS C8715-2に準拠したものであることが分かる書類

※確認書類の提出困難な場合、Sii の認証機器であれば JIS C8715-2 準拠とみなします。
(参照 補助金の手引き p10 Q14)

リチウムイオン蓄電池部以外

…蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠していることが分かる書類

3 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

- 蓄電システム部

JIS C4412 に準拠したものであることが分かる書類

※確認書類の提出困難な場合、Sii の認証機器であれば JIS C4412 準拠とみなします。
(参照 補助金の手引き p10 Q14)

(注)平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合は、それが分かる書類も可

4 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

- 第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであることが分かる書類(蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池のみ)

5 保証期間

- メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであることが分かる書類

※必要に応じて、別途資料の提出をお願いすることがあります。